

令和 7 年 1 月 16 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長

(公 印 省 略)

製菓衛生師法施行規則の一部を改正する省令の公布等について

製菓衛生師法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 2 号。以下「改正省令」という。）が本日公布され、本年 4 月 1 日から施行されることとされました。改正省令の趣旨等は下記のとおりですので、御了知の上、適切な対応をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第 1 改正省令の趣旨

製菓衛生師の免許（以下「免許」という。）を受けようとする者は、製菓衛生師法施行令（昭和 41 年政令第 387 号）第 1 条の規定に基づき、都道府県知事に申請書（以下「申請書」という。）を提出することとされており、申請書の記載事項及び添付書類並びに製菓衛生師免許証の様式は、製菓衛生師法施行規則（昭和 41 年厚生省令第 45 号。以下「規則」という。）において定められている。

これらの事項については、令和 5 年及び令和 6 年の地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体等から以下の提案がなされた。

- ・ 製菓衛生師免許申請における添付書類のうち、医師の診断書については、添付不要として、麻薬等の中毒者であるかないかについては、免許申請書の様式上で確認を行うこととすることを求める。（令和 5 年）
- ・ 製菓衛生師免許証様式における用紙の大きさについて、日本産業規格 B 列 5 番の指定の廃止を求める。（令和 6 年）

改正省令は、こうした提案を踏まえて検討した結果、所要の改正を行うものである。

第 2 改正省令の内容

- 1 申請書の記載事項として、新たに「麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者であるか否かの別」を追加すること。（規則第 1 条第 1 項関係）
- 2 申請書の添付書類のうち、「麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書」を削除すること。（規則第 1 条第 2 項関係）
- 3 免許証の用紙の大きさを指定する備考を削除すること。（規則別記様式関係）

- 4 その他所要の改正を行うこと。

第3 施行期日等

1 施行期日

令和7年4月1日

2 経過措置

- (1) 改正省令の施行の際現に行われている製菓衛生師の免許の申請については、なお従前の例によること。この場合において、当該申請に係る製菓衛生師の免許証については、改正省令による改正後の別記様式によるものを使用することができること。(改正省令附則第2条第1項関係)
- (2) 改正省令の施行の際現にある改正省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正省令による改正後の様式によるものとみなすこと。
(改正省令附則第2条第2項関係)
- (3) 改正省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができること。(改正省令附則第2条第3項関係)

第4 留意事項等

申請書の記載事項として新たに追加する「麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者であるか否かの別」（規則第1条第1項第2号）については、各都道府県において定める申請書の様式に、麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者でないことのチェック欄を設けるといった方法が考えられること。

以上